

第155回国会概観

第155回国会（臨時会）は、10月18日に召集され、12月13日に終了した。

会期については、召集日の衆参両院本会議において、12月13日までの57日間とすることをそれぞれ全会一致で議決した。

開会式は召集日当日の午後1時から、参議院議場で行われた。

召集日当日は開会式に引き続き、衆参両院本会議において、小泉純一郎内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。これに対する代表質問は、10月21日、22日衆議院で、10月22日、23日参議院で行われた。

今国会は、小泉内閣が改造後、初めて迎える臨時会となった。低迷する景気、デフレ対策の確立、金融機関の不良債権処理の加速化及び9月17日の小泉総理の訪朝、初の日朝首脳会談等を受けて開かれたものであり、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の日本人拉致問題、北朝鮮の核開発問題、イラク問題、金融機関の不良債権処理の加速策及び金融機関への公的資金投入の時期等を巡る問題が大きな焦点とされた。

10月24日、衆議院予算委員会が開会され、予算の実施状況に関する件について小泉総理出席の下、基本的質疑が行われた。25日、本院予算委員会が開会され、予算の執行状況に関する件について小泉総理出席の下、総括質疑方式でデフレ経済への対応、不良債権処理の加速化、社会保障負担増の影響、日朝首脳会談、北朝鮮による日本人拉致問題等の諸問題について質疑が行われた。

11月25日、本院予算委員会において予算の執行状況に関する調査のうち、経済問題を中心とする諸問題に関する件について小泉総理の出席の下、集中審議が行われた。小泉内閣の経済政策、補正予算編成と景気対策の必要性、国債発行枠30兆円突破の意味、公共事業の在り方、資産デフレの深刻さに対する政府の認識、中小企業・雇用のセーフティーネットの整備、北朝鮮による日本人拉致問題及び拉致被害者支援対象者の範囲等の諸問題について質疑が行われた。

12月2日、衆議院予算委員会が開会され、予算の実施状況に関する件（経済、外交問題等）について、小泉総理が出席し集中審議が行われた。

10月27日、参議院の千葉選挙区、鳥取選挙区並びに衆議院の山形4区、神奈川8区、新潟5区、大阪10区及び福岡6区の衆参両院の7選挙区の統一補欠選挙が投開票された。その結果、連立与党が5議席を、野党は民主党が1議席をそれぞれ獲得した。

今国会、参議院改革協議会は、11月20日、12月11日の2回開催され、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。また、11月20日には各会派の検討項目が提出された。

高円宮憲仁親王殿下薨去につき弔意を表する件については、11月27日、参議院本会議において、倉田寛之参議院議長は既に弔詞を奉呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

衆議院では同26日、本会議において綿貫民輔衆議院議長は弔詞を奉呈した旨報告を行った。

12月3日、国賓として来日されたグロリア・マカパガル・アロヨ・フィリピン共和国大統領が参議院議場で演説を行った。

北朝鮮によって拉致された被害者及びその家族の支援に関する国及び地方公共団体の責

務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給等の施策を講じようとするための「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案」

(衆第5号)は、衆議院において11月27日、厚生労働委員会で委員会提出の法律案とすることに決した。28日、本会議で可決され、参議院に提出された。参議院においては12月3日、厚生労働委員会において趣旨説明聴取及び質疑が行われた後、可決され、12月4日、本会議で可決され、成立した。

また、「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」(第154回国会閣法第88号)外2件のいわゆる有事立法関連3法案は衆議院で前国会に引き続き継続審査となった。「人権擁護法案」(第154回国会閣法第56号)は参議院で前国会に引き続き継続審査となった。なお、継続審査となっていた「個人情報の保護に関する法律案」(第151回国会閣法第90号)等いわゆる個人情報保護関連5法案は衆議院において、未了となった。

また、参議院においては12月13日、本会議で「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案」(閣法第35号)外1件が可決されたほか、請願審議、継続審査及び継続調査の会期末の手続が行われた。

なお、同日の本会議で議院運営委員長の辞任が許可され、後任が選任された。

同日、衆議院においても請願審議及び閉会中審査の手続等が行われ、第155回国会は閉幕した。

議院の構成

召集日当日、参議院本会議において議員の議席を指定し、17常任委員長のうち内閣、財政金融、国土交通、環境、国家基本政策及び予算の6常任委員長の辞任を許可し、倉田議長は新たに6常任委員長を指名した。また当日の本会議において、倉田議長の発議により、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会の5特別委員会が設置された。また、憲法調査会は上杉光弘会長の辞任を許可し、新たに野沢太三会長を選任した。

会期終了日の12月13日、参議院本会議において山崎正昭議院運営委員長の辞任が許可され、倉田議長は宮崎秀樹議員を議院運営委員長に指名した。

衆議院では、召集日当日、本会議において、内閣委員長外12常任委員長の辞任を許可し、これら13委員長及び既に欠員となっていた文部科学、決算行政監視の2委員長を新たに選任した。また災害対策特別委員会外5特別委員会の設置を行った。10月22日、特殊法人等改革に関する特別委員会を設置した。

10月25日、石井紘基衆議院災害対策特別委員長が刺殺され、11月8日、同災害対策特別委員長に松沢成文議員が互選された。

小泉総理大臣の所信表明演説

10月18日、両院本会議において、小泉総理が所信表明演説を行った。

所信表明演説の概要は次のとおりである。

去る9月17日、私は、日本の総理大臣として初めて北朝鮮を訪れ金正日国防委員長と会談を行った。金委員長の発言は、拉致問題への北朝鮮の関与を認めた上で謝罪と再発防止

の決意を明確に示すものであり、工作船やミサイル、核開発問題など、安全保障を始めとする諸問題についても、包括的な促進を図りたいとの意向が読み取れた。拉致された方々の安否に関して北朝鮮から示された情報は誠に悲惨な内容であり、厳しい決断を迫るものであった。二度とこのような痛ましい事件を起こさせてはならない。そのためにも、朝鮮半島地域の安定的な平和が不可欠である。国交正常化交渉は、10月29日に再開する。日朝平壤（ピョンヤン）宣言の原則と精神が誠実に守られることが交渉進展の大前提である。

拉致被害者やそのご家族の長年にわたる苦悩を思うとき、私は胸が痛む。10月15日に拉致被害者のうち5名の方の帰国が実現したが、これは問題解決の第一歩にすぎない。交渉を通じて拉致問題の真相解明に努め、被害者やご家族に対する支援に政府を挙げて取り組む。

今直面する最重点の課題は、厳しさを増す環境の中にある日本経済の再生である。経済の活力を取り戻すため、これから半年間で改革を加速することとし、早急に、総合的な対応策を取りまとめる。デフレ克服に向け、政府・日本銀行は、一体となって総合的に取り組む。経済情勢に応じては、大胆かつ柔軟な措置を講じ、金融システムと経済の安定を確保する。不良債権処理を本格的に加速し、平成16年度には不良債権問題を終結させる。

ペイオフについては、金融システム改革を進める中、預金者の不安や混乱を避けるため、実施は、不良債権問題終結後の平成17年4月とする。金融機関等の経営基盤を強化するため、組織再編を促進する措置を講じる。不良債権処理の加速に伴う雇用や中小企業経営への影響に対しては細心の注意を払い、セーフティーネットには万全を期す。

税制については、抜本的な改革に取り組む。現下の経済情勢を踏まえ、1兆円を超える、できる限りの規模を目指した減税を先行させる。公正かつ簡素で分かりやすい税制を目指す。税金の使い方を根本から見直し、簡素で効率的な政府を作り上げる。

日本経済を活性化させる大きな柱として、構造改革特区を実現する。規制は全国一律という発想を、地方の特性に応じた規制に転換する。

10月12日、バリ島において、数百名が死傷する爆弾テロ事件が発生した。テロリズムとの闘いは、長く厳しいものであることを覚悟しなければならない。国民の安全と安心の確保に万全を期するとともに、国際社会の一員として、日本の役割を積極的に果たし、世界の平和と安定に貢献してまいる。

イラクの大量破壊兵器開発問題は、国際社会共通の問題である。私は、ブッシュ大統領に、イラク問題に対処する上で国際協調が重要であることを、明確に伝えた。我が国として、国際社会と協調しつつ外交努力を継続してまいる。

今国会では、構造改革を推進する上で重要な各種法案を提出する。構造改革こそが、日本の潜在力を発揮させるための道である。自信と希望を持って、改革に立ち向かおうではないか。

この所信表明演説に対して、10月21日、22日、衆議院本会議において、22日、23日、参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

質疑の主なものは、政治姿勢、日朝首脳会談、拉致問題、北朝鮮核開発問題、イラク問題、デフレ対策、不良債権処理、ペイオフ凍結解除の再延期、補正予算、雇用保険制度、雇用創出、少子化対策、障害者基本計画、教育基本法、原子力発電所の不正記録問題、司法制度改革等についてである。（政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの2

を参照されたい。)

独立行政法人国民生活センター法案等46法案

特殊法人の独立行政法人化等を図る独立行政法人国民生活センター法案（閣法第11号）等46法案は、42の特殊法人等を解散し、またはその事業を見直した上で、実施する必要のある事業を担わせるため、38の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、役員、業務の範囲等に関する事項を定め、また7の特殊法人等の民営化等を行おうとするものである。

衆議院においては、46法案は11月7日、特殊法人等改革に関する特別委員会に一括して付託され、同日提案理由説明を聴取した。11日、12日、13日、14日、15日、18日の各日質疑が行われ、11日、18日の両日には小泉総理が出席した。18日、質疑が行われた後、可決された。19日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、20日、本会議において一括して趣旨説明聴取、質疑が行われた。本院の委員会審査については特別委員会を設置せず、46法案は所管ごとに各委員会に付託された。

独立行政法人国民生活センター法案（閣法第11号）は内閣委員会で、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（閣法第19号）等2法案は財政金融委員会で、独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）等6法案は農林水産委員会で、それぞれ21日、趣旨説明聴取が行われた。26日、質疑が行われた後、いずれも可決された。27日、本会議においていずれも可決され、成立した。

独立行政法人国際協力機構法案（閣法第16号）等2法案は外交防衛委員会で21日、趣旨説明聴取が行われた。28日、質疑が行われた後、いずれも可決された。29日、本会議においていずれも可決され、成立した。

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）等9法案は厚生労働委員会で21日、趣旨説明聴取が行われ、26日、28日、12月3日、質疑が行われた。12月2日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）について参考人の意見聴取及び質疑が行われた。5日、9法案について質疑が行われた後、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）を除く8法案はいずれも可決された。6日、本会議において8法案はいずれも可決され、成立した。独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）は12日、質疑が行われた後、可決され、13日、本会議において可決され、成立した。

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）等3法案は総務委員会で11月26日、趣旨説明聴取が行われた。28日、質疑が行われた後、いずれも可決された。29日、本会議においていずれも可決され、成立した。

放送大学学園法案（閣法第20号）等8法案は文教科学委員会で26日、趣旨説明聴取が行われた。12月3日、5日、質疑が行われ、5日にいずれも可決された。6日、本会議においていずれも可決され、成立した。

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）等5法案は経済産業委員会で28日、趣旨説明聴取が行われ、12月3日、質疑が行われた後、いずれも可決された。4日、本会議においていずれも可決され、成立した。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）等9法案は国土交通委員会で12月3日、趣旨説明聴取が行われた。5日、10日、質疑が行われ、10日にいずれ

も可決された。11日、本会議においていずれも可決され、成立した。

独立行政法人北方領土問題対策協会法案（閣法第12号）は沖縄及び北方問題に関する特別委員会で11月22日、趣旨説明聴取が行われ、27日、質疑が行われた後、可決された。29日、本会議において可決され、成立した。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めようとするものである。

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第3号）は、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも1年とするものである。

両案は、衆議院においては、10月29日、本会議で学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。30日、法務委員会において、提案理由説明を聴取し、11月1日、5日、質疑が行われた。6日、文部科学委員会との連合審査会が行われ、8日、参考人の意見聴取及び質疑が行われ、また政府に対しても質疑が行われた。12日、質疑が行われた後、いずれも可決された。12日、本会議においていずれも可決され、参議院に送付された。

参議院においては、両案は、13日、本会議で学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。19日、法務委員会において、趣旨説明を聴取し、21日、質疑が行われた後、文教科学委員会との連合審査会が行われ、26日、参考人の意見聴取及び質疑が行われ、28日、質疑が行われた後、いずれも可決された。29日、本会議においていずれも可決され、成立した。

委員会においては、新たな法曹養成制度と法科大学院の理念、司法試験予備試験の在り方、学生への新たな公的財政支援を含む奨学金制度の拡充、法科大学院の適正配置の必要性等の諸問題について質疑が行われた。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）は、大学等の教育研究活動等の充実を図るため、認可が必要とされている大学の学部の設置等について一定の場合には届出で足りることとするとともに、大学等に対する勧告等の制度及び大学等の認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

本案は、衆議院においては、10月29日、本会議で法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第3号）の両案とともに、趣旨説明聴取、質疑が行われた。30日、文部科学委員会

において、提案理由説明を聴取、11月1日、質疑が行われた。6日、法務委員会との連合審査会が行われ、11月8日、質疑が行われた後、可決された。12日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、本案は、13日、本会議で両案とともに、趣旨説明聴取、質疑が行われた。14日、文教科学委員会で趣旨説明を聴取し、19日、質疑が行われた。21日、参考人の意見聴取及び質疑が行われた後、法務委員会との連合審査会が行われ、同日、質疑が行われた後、可決された。22日、本会議において可決され、成立した。

委員会においては、大学院における法曹養成の必要性と法学部の在り方、法科大学院の質の担保策、認証評価の義務化の理由及び認証評価と資源分配の関係等の諸問題について質疑が行われた。

預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案

預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)は、金融機関が担う資金決済の安定確保を図るために、金融機関の破綻時に全額保護される決済用預金を設けるとともに、仕掛け中の決済の結了のための措置等を講じ、あわせて流動性預金の全額保護の特例を平成17年3月末まで2年延長しようとするものである。

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案(閣法第62号)は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して、その経営基盤の更なる強化を図るために、当分の間、合併等の組織再編成を促進する観点から、預金保険機構による資本の増強等特別の措置を講じようとするものである。

両案は、衆議院においては、11月7日、本会議で農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第63号)とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。8日、財務金融委員会において、提案理由説明を聴取し、質疑を行った。12日、13日、質疑が行われ、15日、参考人に対し質疑が行われた。19日、質疑が行われた後、いずれも可決された。21日、本会議においていずれも可決され、参議院に送付された。

参議院においては、両案は、22日、本会議で農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第63号)とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。26日、財政金融委員会において、趣旨説明聴取が行われた。28日、質疑が行われ、12月3日、参考人に対し質疑が行われた。5日、質疑を終局し、10日、民主党・新緑風会から、預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)について修正案が提出されたが否決され、両案はいずれも可決された。11日、本会議においていずれも可決され、成立した。

委員会においては、ペイオフ全面解禁延期の経緯、決済用預金導入の意義、合併等の促進策に係る政府保証枠を1兆円要求する根拠、地域金融のあるべき姿等の諸問題について質疑が行われた。

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の

一部を改正する法律案（閣法第63号）は、我が国経済において農水産業協同組合の行う資金決済が果たす役割の重要性にかんがみ、我が国の金融の機能の一層の安定化を図るため、経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保に関し資金決済に関する貯金者その他の債権者の保護その他所要の措置を講じようとするものである。

本案は、衆議院においては、11月7日、本会議で預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第61号）及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案（閣法第62号）の両案とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。19日、農林水産委員会において、提案理由説明を聴取し、20日、21日、質疑が行われ、21日、可決された。同日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、本案は、22日、本会議で両案とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。26日、農林水産委員会において、趣旨説明聴取が行われた。28日、質疑が行われ、同日、質疑を終局し、12月10日、可決された。11日、本会議において可決され、成立した。

委員会においては、ペイオフ全面解禁を2年間延長する理由、農水産業協同組合貯金保険制度と預金保険制度が同じ制度として併存する意義、農漁協系統金融における不良債権と他の金融機関との比較、農協に対する監査体制の充実に向けた取組等の諸問題について質疑が行われた。

構造改革特別区域法案

構造改革特別区域法案（閣法第69号）は、構造改革特別区の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定の手続、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置等を定めるとともに、構造改革特別区域推進本部を設置しようとするものである。

衆議院においては、11月8日、本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われた。8日、内閣委員会において、提案理由説明の聴取が行われた。13日、15日、20日、質疑を行った。19日、参考人の意見聴取及び質疑が行われた。21日、質疑が行われた後、可決された。同日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、22日、本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われた。26日、内閣委員会において、趣旨説明聴取が行われた。28日、12月3日、質疑が行われ、5日、参考人の意見聴取及び質疑が行われた。また同日、政府側にも質疑を行った。10日、小泉総理が出席して質疑が行われた後、可決された。11日、本会議において可決され、成立した。

委員会においては、特区構想の推進に向けての小泉総理のリーダーシップ、本法律案の理念と意義、教育、医療・福祉分野等への株式会社の参入問題、規制改革万能主義への懸念、規制の特例措置の効果に対する評価の在り方等の諸問題について質疑が行われた。

決算等の審査

平成11年度決算外2件及び平成12年度決算外2件は、12月9日、参議院決算委員会において、小泉総理が出席して締めくくり総括的質疑が行われた後、平成11年度決算及び平成12年度決算は議決された。また平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書、平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した。

11日、本会議において、平成11年度決算及び平成12年度決算、平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書、平成12年度国有財産

増減及び現在額総計算書及び平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書は、それぞれ是認することに決した。また、内閣に対し、8項目にわたる警告決議を行った。

調査会

国際問題に関する調査会は、「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応について、11月6日、海外派遣議員から報告を聴取し、意見の交換を行った。また、東アジア経済の現状と展望について、11月20日及び12月4日、政府から報告を聴取した後、質疑を行った。

国民生活・経済に関する調査会は、11月13日、海外派遣議員から報告を聴取し、意見の交換を行った。27日、「真に豊かな社会の構築」のうち、地域社会の活性化と課題について参考人の意見聴取、質疑が行われた。

共生社会に関する調査会は、11月11日、海外派遣議員から報告を聴取し、意見の交換を行った。「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について、20日、政府から説明を聴取し、質疑を行い、また27日及び12月4日、参考人の意見聴取、質疑が行われた。

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会では、国家の基本政策に関する件について、鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井たか子君が小泉総理と討議を行った。討議は、10月30日、11月6日の2回行われたが、10月30日、小沢一郎君は討議を行わなかった。

合同審査会では、小泉総理が唱える「構造改革なくして景気回復なし」の意味、不良債権処理に対する公的資金投入の規模、アメリカのイラク攻撃問題に対する日本政府の対応、日朝国交正常化交渉における「拉致問題解決」の意味、日朝平壤宣言に違反する北朝鮮の核開発計画への対応、政府が進める不良債権処理の加速策の問題点、平成15年度の税制改正、予算措置のない政府の総合デフレ対策への批判等の諸問題について討議が行われた。

憲法調査会

参議院憲法調査会は、10月30日、イタリア共和国、ベルギー王国及びフランス共和国における憲法事情並びに欧州における人権保障の実情等について海外派遣議員から報告を聴取し、意見の交換を行った。「基本的人権」のうち、11月13日、経済的自由について、また27日、市民的自由について、それぞれ参考人の意見聴取、質疑が行われた。12月4日、基本的人権を中心として意見の交換を行った。

衆議院憲法調査会は、11月1日、衆議院憲法調査会規程第2条第2項の規定により、中間報告書の作成を協議決定した。同日、中山太郎憲法調査会会长は中間報告書を衆議院議長に提出した。29日、中山会長は衆議院本会議において中間報告書の報告を行った。

このほか、基本的人権の保障に関する調査小委員会等4つの小委員会を設置し、それぞれ参考人の意見聴取、質疑が行われた後、自由討議を行った。また調査会は、日本国憲法に関する件について自由討議を行ったほか、英国及びアジア各国憲法調査議員団の調査の概要について説明を聴取し、討議を行った。さらに、12月9日、福岡市において地方公聴会を開催した。

法律案の成立件数等

今国会、内閣から新たに提出された法律案は71件であり、すべて成立した。

また、前国会から衆議院及び参議院でそれぞれ継続審査となっていた内閣提出法律案17

件のうち7件が成立し、参議院で2件、衆議院で3件が引き続き継続審査となった。

参議院議員提出法律案は新たに11件提出され、このうち3件は参議院で継続審査となり、8件が未了となった。

また、前国会から参議院で継続審査となっていた参議院議員提出法律案4件のうち1件が引き続き継続審査となり、3件は未了となった。

衆議院議員提出法律案は新たに提出された9件のうち5件が成立し、残り4件のうち衆議院で3件が継続審査となり、1件が未了となった。

また、前国会から継続審査となっていた衆議院議員提出法律案56件のうち4件が成立し、残り52件のうち衆議院で38件が引き続き継続審査となり、4件は否決となり、10件が未了となった。

国政調査

北朝鮮による日本人拉致問題に関する件については、11月5日、内閣委員会において、7日、外交防衛委員会において質疑が行われたが、次いで、12日にも両委員会において、それぞれ質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

北朝鮮の核開発及びミサイル問題に関する件については、11月7日、外交防衛委員会において質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

日朝国交正常化交渉に関する件については、11月7日、外交防衛委員会において質疑が行われ、21日、国土交通委員会において質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

イラク情勢に関する件については、外交防衛委員会において、11月7日、12日、質疑が行われ、26日、参考人の意見聴取後、参考人に対し、米国による対イラク武力行使の可能性、対イラク武力行使の場合における日本の支援策及びテロ支援国家としてのイラクに対する武力行使の是非等の諸問題について質疑が行われた。12月5日にも質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

不良債権処理及び金融システム安定化の方策に関する件については、10月31日、11月14日、21日、財政金融委員会において、11月7日、経済産業委員会において、それぞれ質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

デフレ対策に関する件については、10月31日、11月14日、財政金融委員会において、11月7日、経済産業委員会においてそれぞれ質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

公務員制度改革に関する件については、行政監視委員会において、11月11日、政府及び人事院から説明を聴取し、18日、質疑が行われ、25日、参考人の意見聴取後、両参考人に対し質疑が行われた。12月2日、委員相互間において意見の交換が行われた。また、10月31日、総務委員会において質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

東京電力原子力発電所における不正記録問題等に関する件については、10月31日、経済産業委員会において、政府側から説明を聴取後、経済産業大臣及び東京電力株式会社取締役社長等に対し質疑が行われた。